

放射線管理区域における個人線量計の未着用について（続報）

平成19年11月6日

再発防止対策	<p>火災報知器発報時に確認のため急いで管理区域に入域する運転員が線量計未着用となることを防止するため、制御室に配備済みの火災対応道具（ 1 ）の入れ物や防火服と線量計を「紐」で結び付けることとし、本日より運用を開始しました。</p> <p>なお、これまで運転員に対して線量計の常時着用を指示していましたが、線量計を常時所持することに対する負荷軽減の観点から、上記運用の開始にあたり解除しました。</p>
--------	--

【平成19年9月18日に公表した内容】

発生号機	廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）（ 2 ）
発生日月	平成19年9月15日
発生時の状況	<p>9月15日午前11時37分に廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）地下2階 不燃物仕分け室（放射線管理区域）において、火災報知器（煙感知器）が作動し、非火災報であることを確認（平成19年9月18日お知らせ済み）しましたが、この際、現場の確認を行った委託運転員（ 3 ）が、個人線量計（ 4 ）を着用せずに、放射線管理区域に入域していたことがわかりました。</p> <p>本件につきまして、同日午後4時頃、管轄の磐田労働基準監督署に当該委託運転員の放射線被ばく管理責任者である協力会社が連絡しました。</p> <p>当該作業員の放射線被ばく線量について評価した結果、個人線量計を着用せずに入域した間の被ばくが無いことを確認しました。</p> <p>火災報知器作動時には緊急の対応を必要とします。このため、ルール上、放射線管理区域入域の際は、入退域管理装置を通過せずに現場に行くことは許容されていますが、個人線量計を着用しないことまでは許容されていません。</p>
原因	火災報知器作動現場へ急行することに気を取られて、線量計の着用を失念しました。
対策	火災報知器作動時など緊急時に放射線管理区域に入域する運転員（委託運転員を含む）に対して、制御室に備え付けの線量計を常時着用することを指示し、即日実施しました。
お知らせ基準	運転情報「表2-20(その他)」に該当します。

- 1 火災対応道具は建屋内の扉の鍵や二酸化炭素消火装置を作動させるための鍵等です。
- 2 廃棄物減容処理装置建屋は発電所で発生する低レベル放射性廃棄物の焼却処理等を行う施設で、第1建屋と第2建屋があります。
- 3 廃棄物減容処理装置の運転操作を行う協力会社社員です。
- 4 個人線量計は、放射線管理区域内における個人の放射線被ばく線量を測定するもので、放射線管理区域に入域する際に着用します。

以上

再発防止対策の実施状況



火災対応道具と線量計を紐で結びつけた状態



防火服と線量計を紐で結びつけた状態

